

(2) 重大事故への発展を防止するための対策の徹底・推進

ア 救急救命技術の確実な習得

【制度等】

保育中の事故を未然に防ぐことは重要であるが、子どもが成長していく過程でけがや病気が一切発生しないことは現実的には考えにくく、凶らずも保育施設等において事故が発生した際は、重大な事故に発展しないよう現場の保育従事者等が適切な対応をとり、被害をできるだけ最小限に抑えることも必要な対策である。

事故や急病人が発生した場合、症状によっては、一刻も早く医療機関を受診しないと生命の危険に関わるものもあるため、重症度に応じて救急車を呼ぶことになるが、総務省消防庁が公表した「平成 29 年版 救急・救助の現況」によると、救急車が現場に到着するまでの時間は、全国平均で 8.5 分（28 年）を要しており、この数値は出動件数の増加などに伴い、年々緩やかな延伸傾向にある（資料 2-(2)-①参照）。

他方で、救急車が現場に到着するまでの空白の時間が傷病者の生命を大きく左右すると言われており、厚生労働省が市民向けにまとめた「救急蘇生法の指針 2015」（監修：日本救急医療財団心肺蘇生法委員会）によると、心臓と呼吸が止まると時間の経過とともに救命の可能性は急激に低下するが、救急隊を待つ間に居合わせた市民が救命処置を行うと救命の可能性が 2 倍程度に保たれるとされている（資料 2-(2)-②参照）。

このようなことから、事故防止等ガイドラインでは、救急時に備え、保育施設等の全ての職員が身に付けておくべき技術として、i) 心肺蘇生法、ii) 気道内異物除去、iii) AED の使用及び iv) エピペンの使用等、具体例を挙げて、実技講習や事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めるとともに、地方公共団体等が実施する研修には積極的に参加することとされている（資料 2-(2)-③参照）。また、関係 3 府省が地方公共団体向けに整理した「事故防止等ガイドライン」（以下「事故防止等ガイドライン（地方公共団体向け）」という。）においては、都道府県及び市町村は保育施設等の保育従事者における研修の機会を確保するよう努めるとされている（資料 2-(2)-④参照）。

さらに、過去、保育施設等で睡眠中に発生した死亡事故について、当該保育施設等を指導監督する立場の地方公共団体が第三者組織を立ち上げ、その発生原因等を検証した報告書においても、行政は保育施設等が地域の消防署等と連携して救命救急訓練を実施できるように支援し、その具体的な内容については、巡回指導などを通じて指導するよう提言されているものがある（資料 2-(2)-⑤参照）。

（心肺蘇生法の技術の習得）

「救急蘇生法の指針 2015」によると、心臓が止まっている間、心肺蘇生によって心臓や脳に血液を送り続けることは、AED による心拍再開の効果を高めるためにも、さらには心拍再開後に脳に後遺症を残さないためにも重要とされている。心肺蘇生は、胸骨圧迫と人工呼吸を組み合わせることが原則であり、効果的な胸骨圧迫と人工呼吸を行うためには、講習を受け、習得しておくことが勧められるとされている（資料 2-(2)-⑥参照）。

また、過去、保育施設等で睡眠中に発生した死亡事故について、当該保育施設等を指導監督する立場の地方公共団体が第三者組織を立ち上げ、その発生原因等を検証した報告書においても、事故当時、保育士によって心肺蘇生法や AED が確実に実施されていないことから 1 次救命処置の対応力の欠如が指摘されているものがあることからみても、保育施設等の保育従事者等が心肺蘇生法の実技講習などに参加し、その技術を習得しておくことは、重大事故への発展を防止する対策の一つとして有効であると言える（資料 2-(2)-⑦参照）。

（気道内異物除去の技術の習得）

気道内に異物が入り、気道が完全に詰まってしまうと、窒息により死に至る危険性があるため、早急に異物を除去する必要がある。

消費者安全調査委員会が取りまとめた「玩具による乳幼児の気道閉塞事故に係る事故等原因調

査報告書」においても、窒息となった場合、呼吸停止から5分後には大脳が障害され、その15分後には脳死に至るなど、短時間で重篤化するため、迅速な処置が必要であり、正しい処置が迅速に行えるように、対処方法を専門家から学ぶことが必要であるとされている（資料2-(2)-⑧参照）。

気道内の異物を除去する方法については、「救急蘇生法の指針2015」において、腹部突き上げ法と背部叩打法の2つの方法が紹介されており、異物が取れるか反応がなくなるまで、2つの方法を数度ずつ繰り返し行うこととされている。ただし、乳児には腹部突き上げ法は行わないこととされている（資料2-(2)-⑨参照）。

また、過去、保育施設等で食事中に発生した死亡事故について、当該保育施設等を指導監督する立場の地方公共団体が第三者組織を立ち上げ、その発生原因等を検証した報告書においても、「事故以前、誤えん事故を想定した研修や訓練をほとんど行っていなかった」といったことが指摘されているものがあることからみても、保育施設等の保育従事者等が気道内異物除去の実技講習などに参加し、その技術を習得しておくことは、重大事故への発展を防止する対策の一つとして有効であると言える（資料2-(2)-⑩参照）。

（異物誤飲時における異物ごとの対処方法の差異）

項目2(1)エの冒頭で述べたように、2歳頃までの乳幼児は、どのようなものでも口に入れてしまう傾向にあるとされているが、口にしたものによっては、誤えんの危険はなくとも、中毒や消化器の異常を及ぼすおそれがある場合や、身体への負担が大きい治療方法がとられる場合があることが独立行政法人国民生活センターの公表資料において指摘されている（資料2-(2)-⑪参照）。

そして当該資料では、吐かせてよい場合と吐かせてはならない場合があるなど、誤飲した異物によって対処方法が全く異なることが注意喚起され、消費者庁が平成29年に作成した「子どもを事故から守る!! 事故防止ハンドブック」の中でも、誤飲した異物ごとの対処方法が示されている（資料2-(2)-⑫参照）。

（AEDの設置及び使用方法の習得）

AEDは、心臓の働きが低下した者に対し、電気的なショックを与え、心臓の働きを取り戻すことを試みる高度な医療機器であるため、従前、その使用は医療従事者のみに限定されていたが、平成16年7月に厚生労働省から「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号医政局長通知）が発出され（資料2-(2)-⑬参照）、救命の現場に居合わせた一般市民などの非医療従事者についても、その使用が可能となっている。総務省消防庁の「平成29年版 消防白書」によると、一般市民によるAEDの使用件数は、平成17年以降、年々増加しており、28年は1,204件の使用が確認されている（資料2-(2)-⑭参照）。

また、AEDを使用する場面は、いつどのような場所で起こるか予測は困難であるため、可能な限り、多くの人々が利用する複数の施設に設置することが求められているが、現行では、法令に基づき設置を義務付けられた施設はなく、一般財団法人日本救急医療財団が策定した「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成25年9月）を参考として、駅や空港、市役所などの公共施設を中心に設置が進められている²³（資料2-(2)-⑮参照）。

AEDの適正配置に関するガイドラインにおいて、保育施設はAEDの設置が推奨される施設の具体例には挙げられていないが、過去、保育施設等で睡眠中に発生した死亡事故について、当該保育施設等を指導監督する立場の地方公共団体が第三者組織を立ち上げ、その発生原因等を検証した報告書において、事故当時、当該保育施設等にはAEDが設置されておらず、AEDを使用することができなかったとして、国に対して、「保育施設をAEDの設置が推奨される施設の一つとして位置づけていただきたい」旨の提言がなされている（資料2-(2)-⑯参照）。

（エピペンの保有及びエピペンの使用方法の習得）

エピペンは、卵や牛乳などのアレルギー物質を含む食物を摂取することなどによって引き起こされる血圧低下や呼吸困難といったアナフィラキシーの諸症状に対し、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和するために使用される自己注射薬である。

厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月)によると、食物による重篤なアナフィラキシーショック症状に対しては、30分以内にアドレナリンを投与することが患者の生死を分けるとも言われているため、強いアナフィラキシー症状が出ると緊急に医療機関を受診する必要があるが、エピペンがある場合はためらわず速やかに注射する必要があるとされている(資料2-(2)-⑰参照)。

このようなことから、エピペンの使用については、「医師法第17条の解釈について(回答)」(平成25年11月27日付け医政医発1127第1号厚生労働省医政局医事課長通知)により、厚生労働省から、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬(エピペン)を自ら注射できない本人に代わって注射することは、医師法第17条によって禁止されている医師の免許を有しない者による医業に当たらず、医師法違反にならないとの見解が出されている(資料2-(2)-⑱参照)。

また、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」によると、保育所でのエピペンの管理運用におけるポイントの一つとして、「エピペンの注射するタイミングと方法を知っていること」が挙げられており、行政の役割として、都道府県・市町村の支援の下に、健康・安全に関する協議会等の立ち上げや定期的な研修、教育の機会を企画する必要があるとされている(資料2-(2)-⑲参照)。このため、エピペンを製造・販売するマイランE P D合同会社においては、緊急時にエピペンの投与を必要とする患者が周囲の方々から適正な支援を受けられる環境の整備を目的に、エピペン研修会を主催する教職員・保育士、救急救命士等に対して、エピペン練習用トレーナーを無償で貸与しており²⁴、施設自らが施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を実施することができるよう支援を行っている(資料2-(2)-⑳参照)。

さらに、保育施設等の保育従事者が行政等の外部により実施されるエピペンの使用方法に関する実技講習に参加することや、保育施設等内でのエピペンの使用方法に関する実技講習を実施し、その技術を習得しておくことは、次のような状況からみても、重大事故への発展を防止する対策の一つとして有効であると言える。

- i) 死亡につながった可能性のある原因として、アナフィラキシーの症状が出たにもかかわらず、エピペンを打たずに初期対応を誤ったといったことが指摘されている食物アレルギーによる学校での児童の死亡事故に係る検証報告書があること(資料2-(2)-㉑参照)。
- ii) 今回、調査した保育施設の中に、アナフィラキシーにつながりかねないヒヤリハットを経験したことを契機としてエピペンの使用方法に関する実技講習に保育従事者を参加させた保育施設の事例があること(資料2-(2)-㉒参照)。

【調査結果】

今回、調査対象149保育施設の平成26年度から28年度までの3年間における①心肺蘇生法、②気道内異物除去、③AEDの使用及び④エピペンの使用に関する技術を身に付けるための講習・研修(以下、これらをまとめて「救急救命講習」という。)への保育従事者等の参加状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(7) 救急救命講習への保育従事者等の参加

a 心肺蘇生法の実技講習への保育従事者等の参加状況

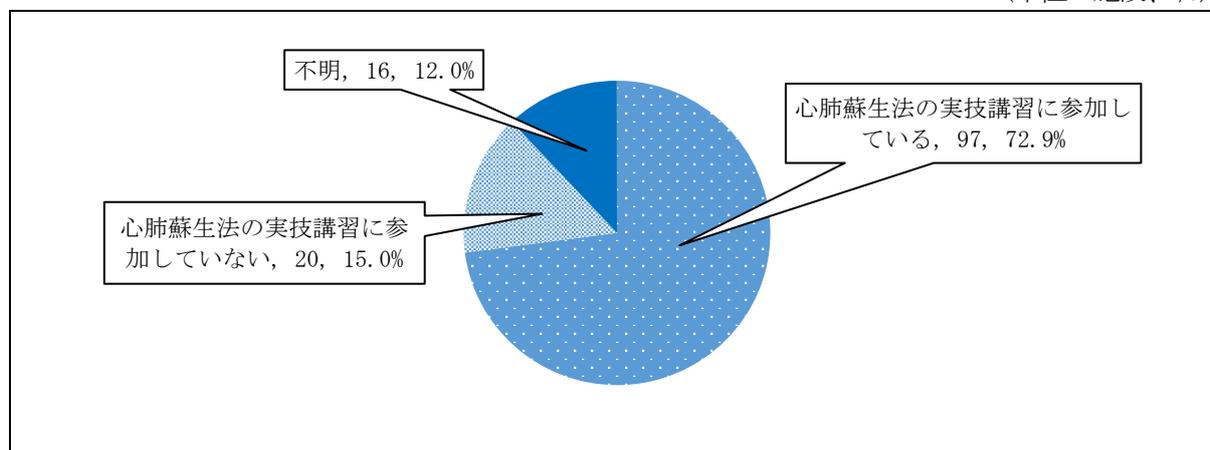
今回、調査対象149保育施設における心肺蘇生法の実技講習への保育従事者等の参加状況について調査した結果、次のとおり、受講のために保育現場を離れることができないなどの理由から、過去3年間で心肺蘇生法の実技講習に参加した保育従事者等が一人もいない保育施設がみられた。

- ① 平成26年度から29年度までの間に開業した16施設を除いた133施設のうち、97施設(72.9%)は、いずれかの年度又は全年度で当該講習に少なくとも一人以上の保育従事者等が参加していたが、20施設(15.0%)では、当該3年間で当該講習に参加した保育従事者等は一人もいなかった(図表2-(2)-ア-①参照)。
- ② 心肺蘇生法の実技講習に参加した保育従事者等が一人もいなかった20施設に対し、その

理由を確認したところ、最も多かったのが「講習が開催されていることは承知しているが、受講のために保育現場を離れることができない」であり、それ以外では「講習がどこで開催されているか知らない（開催通知が施設に案内されてこない）」などを理由として挙げる保育施設もあった（図表 2-(2)-ア-②参照）。

図表 2-(2)-ア-① 心肺蘇生法の実技講習の参加状況

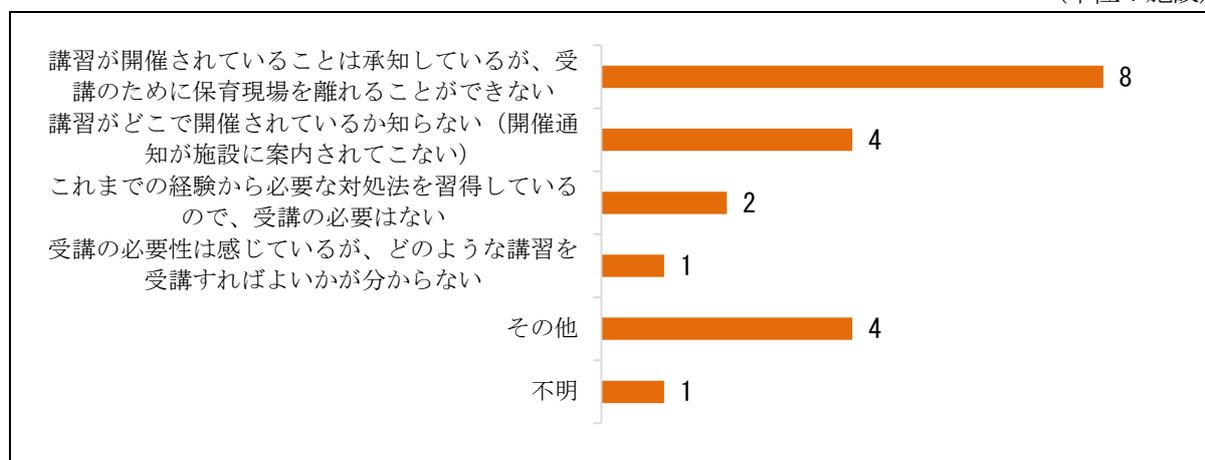
(単位：施設、%)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象 149 保育施設のうち、平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 133 施設について整理した。
 3 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表 2-(2)-ア-② 心肺蘇生法の実技講習に保育従事者等を参加させていない理由

(単位：施設)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 心肺蘇生法の実技講習に保育従事者等を一人も参加させていない 20 施設の状況を整理した。

b 気道内異物除去の実技講習への保育従事者等の参加状況

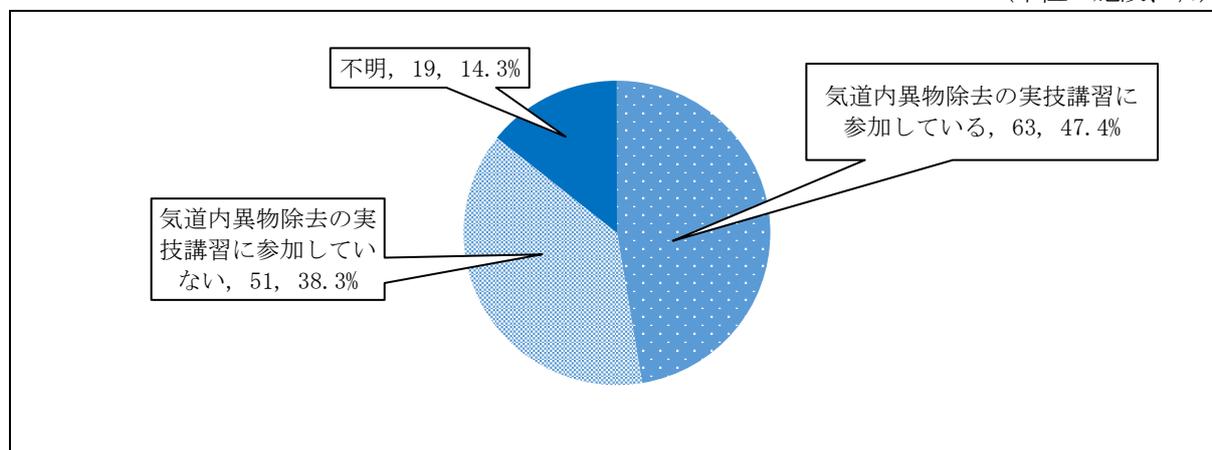
今回、調査対象 149 保育施設における気道内異物除去の実技講習への保育従事者等の参加状況について調査した結果、次のとおり、講習がどこで開催されているか知らないなどの理由から、過去 3 年間で気道内異物除去の実技講習に参加した保育従事者等が一人もない保育施設がみられた。

- ① 平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 133 施設のうち、63 施設 (47.4%) は、いずれかの年度又は全年度で当該講習に少なくとも一人以上の保育従事者等が参加していたが、51 施設 (38.3%) では、当該 3 年間で当該講習に参加した保育従事者等は一人もいなかった (図表 2-(2)-ア-③参照)。
- ② 気道内異物除去の実技講習に参加した保育従事者等が一人もいなかった 51 施設に対し、

その理由を確認したところ、最も多かったのが「講習がどこで開催されているか知らない（開催通知が施設に案内されてこない）」であり、それ以外では「気道内異物除去の実技講習を受講することについて考えたこともなかった」などを理由として挙げる保育施設もあった（図表 2-(2)-ア-④参照）。

図表 2-(2)-ア-③ 気道内異物除去の実技講習の参加状況

(単位：施設、%)

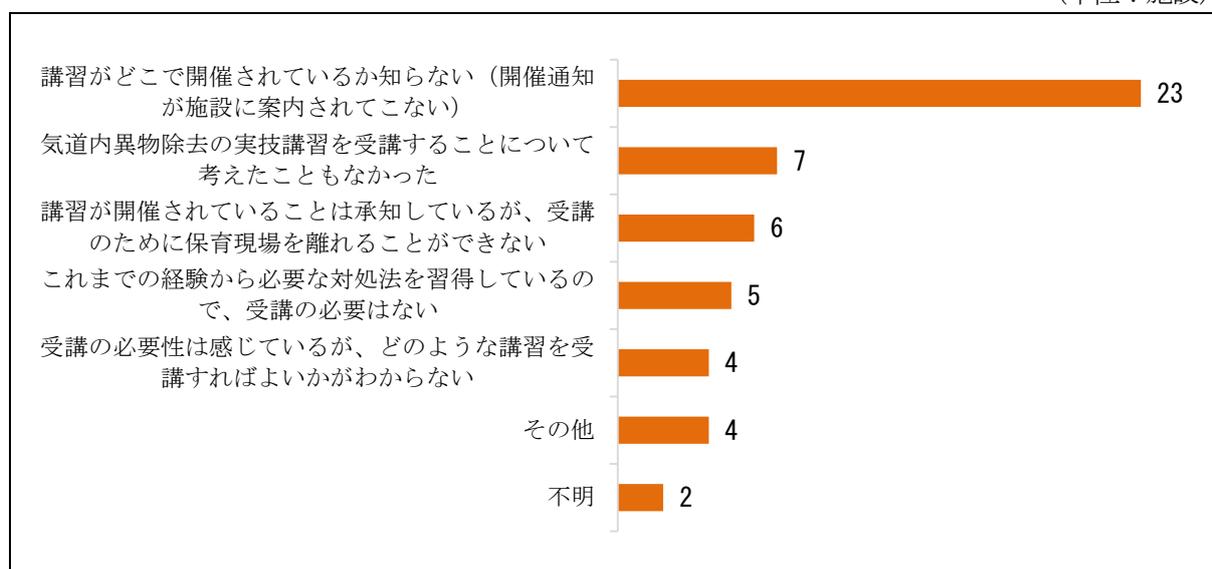


(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 保育施設のうち、平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 133 施設について整理した。

図表 2-(2)-ア-④ 気道内異物除去の実技講習に保育従事者等を参加させていない理由

(単位：施設)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 気道内異物除去の実技講習に保育従事者等を一人も参加させていない 51 施設の状況を整理した。

c 異物誤飲時における適切な対処方法の周知

今回、調査対象 149 保育施設の中に、次図表のとおり、保育施設が保有するマニュアルにおいて不適切な対処方法が記載されており、かつ、異物誤飲時における適切な対処方法を知らないなど、異物誤飲時にかえって症状を重篤化させるとされる不適切な対処方法を実践・拡散しかねない状況となっている事例がみられた。

図表 2-(2)-ア-⑤ 保育施設において、異物誤飲時の不適切な対処方法を実践・拡散しかねない状況となっている事例

事例の 態様	たばこ誤飲時に水や牛乳を飲ませることは、かえって症状を重篤化させるとされているが、当該不適切な対処方法を実践・拡散しかねない状況となっているもの			
<p>「子ども安全メール from 消費者庁 Vol. 288」によると、たばこを誤飲した場合、水や牛乳を飲ませると、水分により、かえってニコチンが体内へ吸収されやすくなるため、何も飲ませず、すぐに吐かせてから医療機関を受診することとされている。</p> <p>しかし、調査対象 149 保育施設の中には、たばこを誤飲した場合に水や牛乳を飲ませることが対処方法として記載されているマニュアルを保有している施設が、6 施設においてみられ、このうち 5 施設では上記の適切な対処方法を未承知であった。</p>				
表 たばこを誤飲した場合に水や牛乳を飲ませることが対処方法として記載されているマニュアル				
No.	マニュアルにおける異物誤飲時の対処方法の記載状況			
1	吐かせてから 受診する	牛乳か水を飲ませる まず、吐かせる	タバコ 肥料、台所用合成洗剤、シャボン玉溶液、コーヒー粉末、アルコール類、	
2	誤飲物	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の処置
	たばこ(なめた程度)	○	○	
	たばこ(2cm以上)、灰皿の水	○	○	すぐに病院へ
3	品目	牛乳か水を飲ませる	吐かせる	その後の処置
	たばこ(なめた程度)	○	○	
	たばこ(2cm以上は危険、灰皿の水)	○	○	すぐ病院
4	品目	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の処置
	たばこ(なめた程度)	○	○	すぐに病院へ
	たばこ(2cm以上は危険)、灰皿の水	○	○	すぐに病院へ
5	飲みこんだ	ポタン・硬貨 小さなおもちゃ クレヨン・絵の具 粘土・消しゴム 口紅・マッチ 芳香剤 体温計の水銀 しゃぼん玉液	大量に飲み込んだり、 様子がおかしいときは 小児科へ	長さが5cm以上あるものを飲み込んだ場合は 外科へ
	水か牛乳を飲ませて から吐かせ、病院へ	石けん たばこ(1/4以下) 香水 化粧水 台所洗剤 柔軟仕上げ剤	石けんや化粧水を 飲んだ場合は、 あとで下痢の症状が 見られる	

6	飲 み 込 ん だ	ボタン・硬貨・小さなおもちゃ 粘土・消しゴム・口紅・マッチ 芳香剤・体温計の水銀 しゃぼん玉液	・口の中をめぐって様子を見る。
		たばこ（1／4本以下）・香水・ 化粧水・台所洗剤・クレンザー（漂 白剤含まない）・柔軟仕上げ剤・ 石鹼・シャンプー・ヘアリンス 塩・醤油・酒類・しゃぼん玉液（大 量）・クレヨン・シリカゲル	水か牛乳を飲ませてから吐かせ、病院 へ行く。

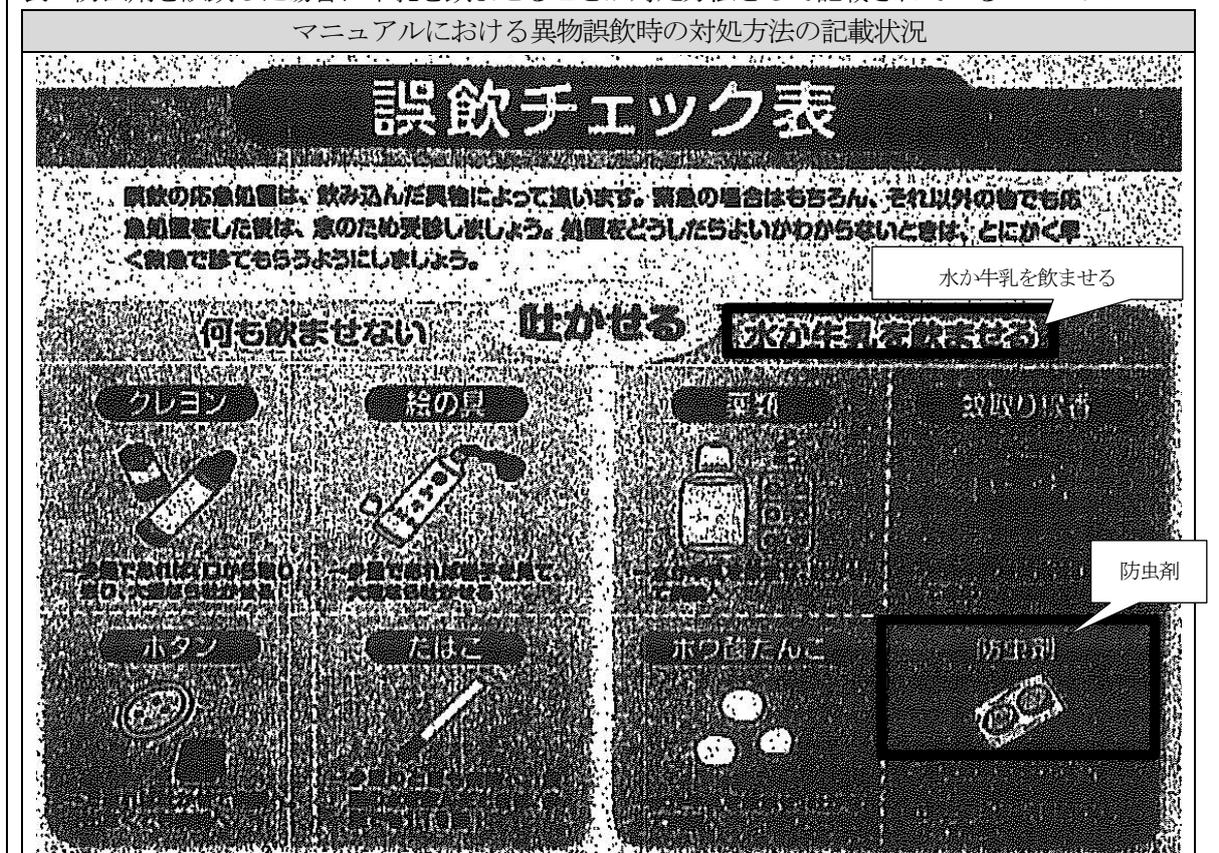
事例の
態様

防虫剤誤飲時に牛乳を飲ませることは、かえって症状を重篤化させるとされているが、当該不適切な対処方法を実践・拡散しかねない状況となっているもの

「子ども安全メール from 消費者庁 Vol. 178」によると、パラジクロルベンゼンやナフタリンなどの成分を含む防虫剤を誤飲した場合、水は飲ませても差し支えないものの、牛乳を飲ませると、これらの成分が体内に吸収されやすくなるため、飲ませるはならず、すぐに医療機関を受診することとされている。

しかし、調査対象 149 保育施設の中には、防虫剤を誤飲した場合に牛乳を飲ませることが対処方法として記載されたマニュアルを保有している施設が、1 施設においてみられ、当該施設では上記の適切な対処方法を未承知であった。

表 防虫剤を誤飲した場合に牛乳を飲ませることが対処方法として記載されているマニュアル
マニュアルにおける異物誤飲時の対処方法の記載状況



(注) 資料中の太い枠線及び吹き出しは、当省が付した。

d AEDの設置及びAEDの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況

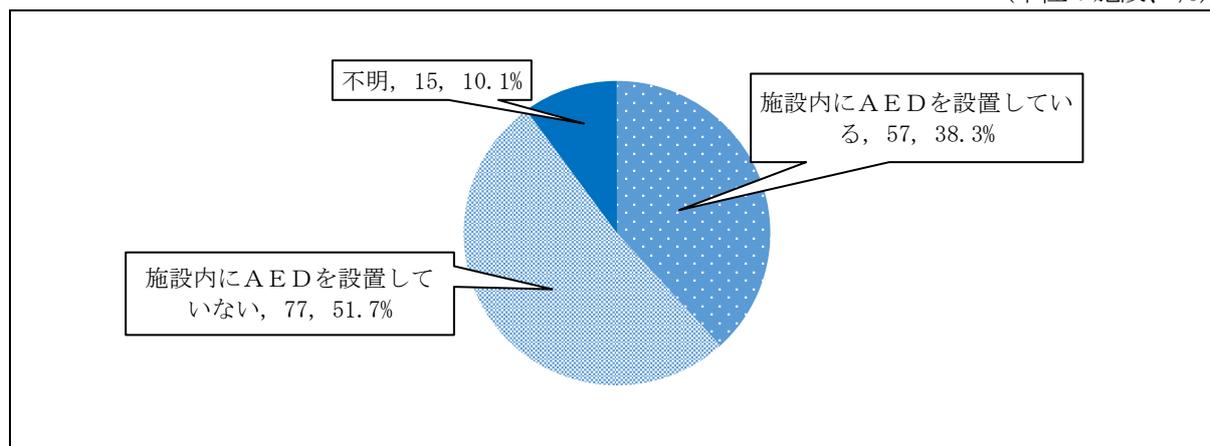
今回、調査対象 149 保育施設におけるAEDの設置状況及びAEDの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

(a) AEDの設置状況

調査対象 149 保育施設のうち、57 施設 (38.3%) は、当省の調査時点 (平成 29 年 11 月) において、少なくとも 1 台以上のAEDを施設内に設置していたが、77 施設 (51.7%) では、保育施設内にAEDを設置していなかった (図表 2-(2)-ア-⑥参照)。

図表 2-(2)-ア-⑥ AEDの設置状況

(単位：施設、%)



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 調査対象 149 保育施設の状況を整理した。
3 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

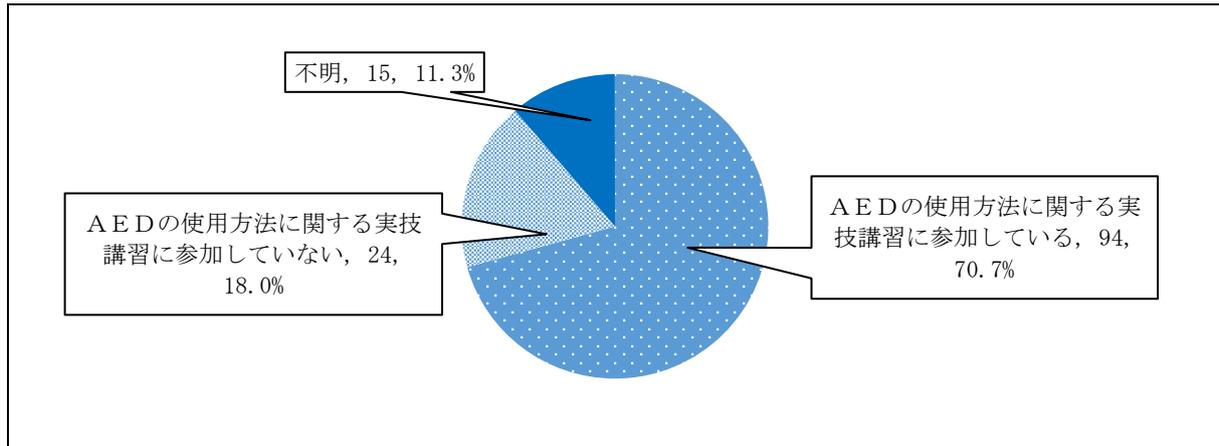
(b) AEDの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況

今回、調査対象 149 保育施設におけるAEDの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況について調査した結果、次のとおり、講習がどこで開催されているか知らないなどの理由から、過去 3 年間でAEDの使用方法に関する実技講習に参加した保育従事者等が一人もいない保育施設がみられた。

- i) 平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 133 施設のうち、94 施設 (70.7%) は、いずれかの年度又は全年度で当該講習に少なくとも一人以上の保育従事者等が参加していたが、24 施設 (18.0%) では、当該 3 年間で当該講習に参加した保育従事者等は一人もいなかった (図表 2-(2)-ア-⑦参照)。
- ii) AEDの使用方法に関する実技講習に参加した保育従事者等が一人もいなかった 30 施設に対し、その理由を確認したところ、最も多かったのが「講習がどこで開催されているか知らない (開催通知が施設に案内されてこない)」及び「講習が開催されていることは承知しているが、受講のために保育現場を離れることができない」であった (図表 2-(2)-ア-⑧参照)。

図表 2-(2)-ア-⑦ AEDの使用方法に関する実技講習の参加状況

(単位：施設、%)

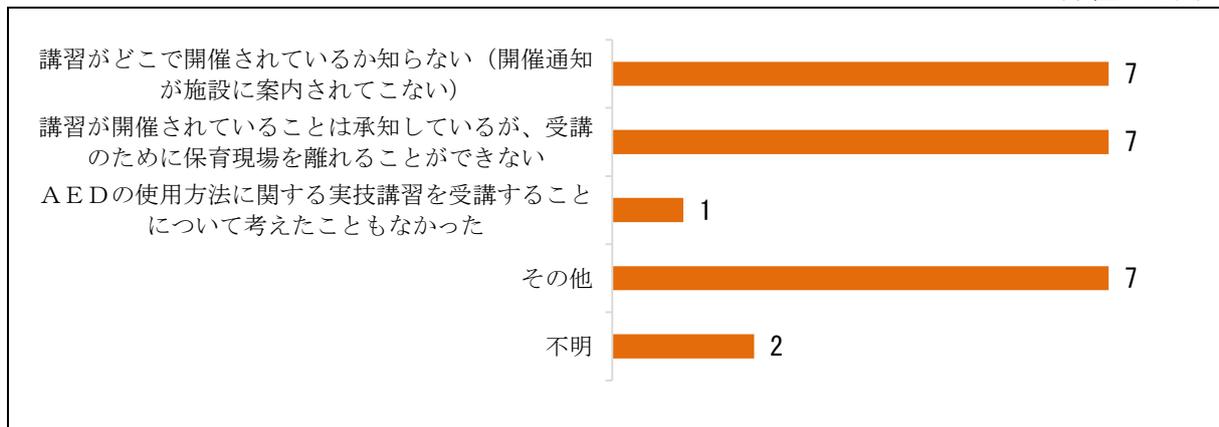


(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 保育施設のうち、平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 133 施設の状況を整理した。

図表 2-(2)-ア-⑧ AEDの使用方法に関する実技講習に保育従事者等を参加させていない理由

(単位：施設)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 AEDの使用方法に関する実技講習に保育従事者等を一人も参加させていない 24 施設の状況を整理した。

e エピペンの保有及びエピペンの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況

今回、調査対象 149 保育施設におけるエピペンを保有する乳幼児の把握状況及びエピペンの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

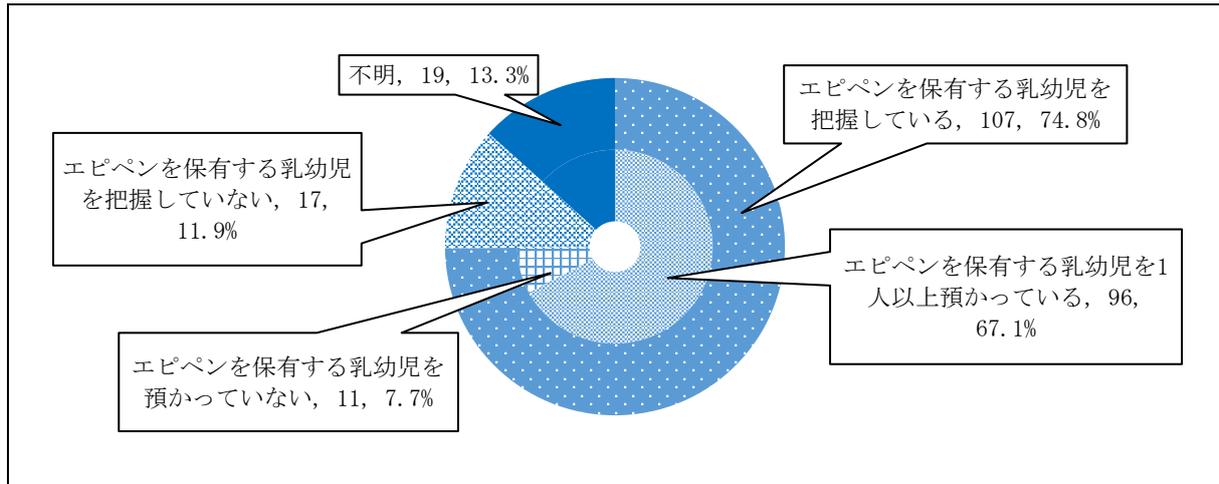
(a) エピペンを保有する乳幼児の把握状況

エピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている 6 施設を除いた 143 施設のうち、107 施設 (74.8%) では、当省の調査時点 (平成 29 年 4 月) においてエピペンを保有する乳幼児の有無を把握していたが、17 施設 (11.9%) は、「これまで保護者からの特段の申出はないため、エピペンを保有する乳幼児はいないと考えている」などとして、エピペンを保有する乳幼児の有無を確認していなかった (図表 2-(2)-ア-⑨、⑩参照)。

また、エピペンを保有する乳幼児の有無を把握していた 107 施設において、エピペンを実際に保有している乳幼児の数を見ると、96 施設 (上記 143 施設のうち、67.1%) は、エピペンを保有している乳幼児は預かっていなかったが、11 施設 (同 7.7%) では、少なくとも一人以上の乳幼児を預かっていた (図表 2-(2)-ア-⑨参照)。

図表 2-(2)-ア-⑨ エピペンを保有する乳幼児の把握状況

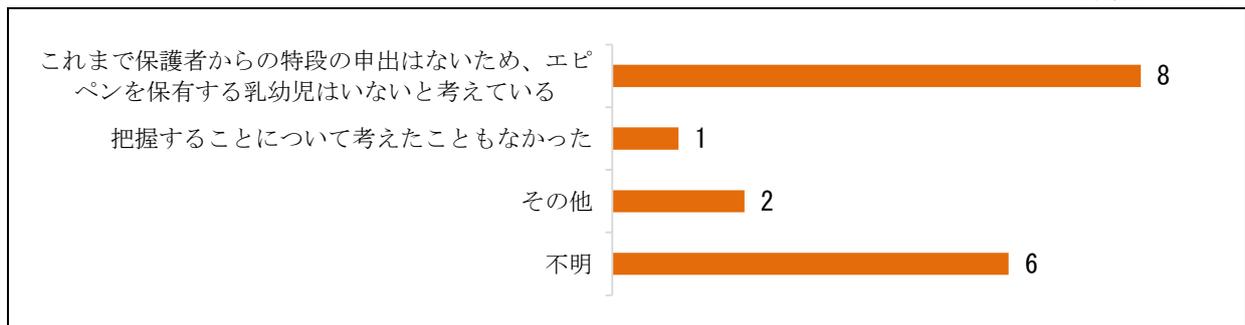
(単位：施設、%)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象 149 保育施設のうち、エピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている 6 施設を除いた 143 施設の状況を整理した。
 3 「エピペンを保有する乳幼児を 1 人以上預かっている」及び「エピペンを保有する乳幼児を預かっていない」における構成比は、上記 143 施設に占める割合を表す。
 4 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

図表 2-(2)-ア-⑩ エピペンを保有する乳幼児の有無を把握していない理由

(単位：施設)



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 エピペンを保有する乳幼児の有無を把握していない 17 施設の状況を整理した。

(b) エピペンの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況等

今回、調査対象 149 保育施設において、エピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている 6 施設及び平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 127 施設における、エピペンの使用方法に関する実技講習への保育従事者等の参加状況について調査した結果、次のとおり、預かっている乳幼児の中にエピペンを保有する乳幼児がいないなどの理由から、過去 3 年間で、保育施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を一度も実施しておらず、外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に参加した保育従事者等が一人もない保育施設がみられた。中には、エピペンを保有する乳幼児を預かっているにもかかわらず、当該講習に保育従事者等を参加させていない保育施設もあった。

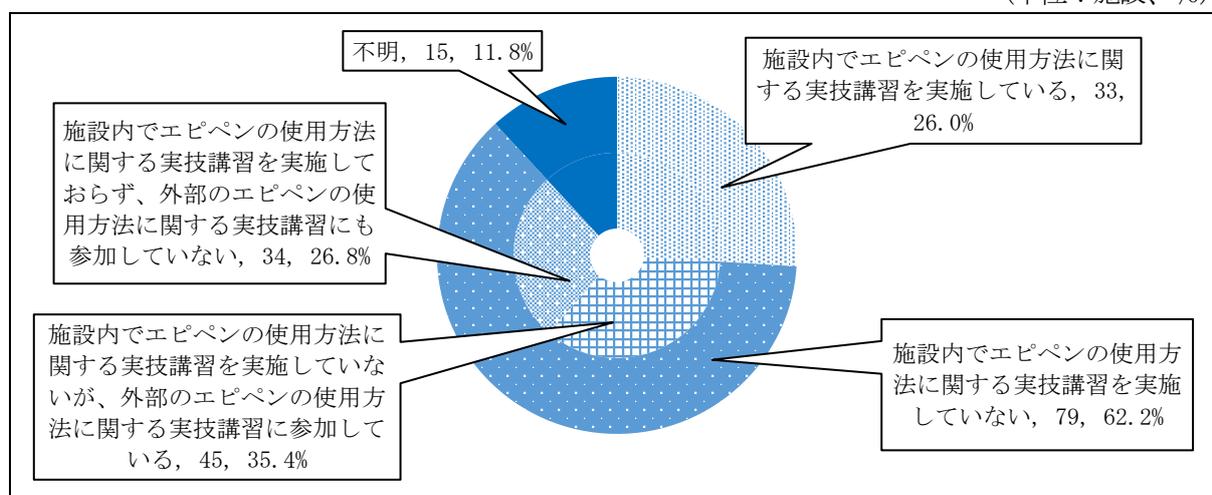
- i) 上記 127 施設のうち、79 施設 (62.2%) では、エピペン練習用トレーナーを用いて施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を実施していなかった。このうち、45 施設 (127 施設のうち、35.4%) は、過去 3 年間のいずれかの年度又は全年度で外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に少なくとも一人以上の保育従事者等が参加していたが、34 施設 (同 26.8%) では、当該 3 年間で当該講習に参加した保育従事者等は一人もいなかった (図表 2-(2)-ア-⑪参照)。

ii) 過去 3 年間に保育施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を一度も実施しておらず、外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に参加した保育従事者等が一人もいなかった 34 施設に対し、当該講習に保育従事者等を参加させていない理由を確認したところ、最も多かったのが「現在のところ預かっている乳幼児の中にエピペンを保有する乳幼児がいない」であり、それ以外では「講習がどこで開催されているか知らない（開催通知が施設に案内されてこない）」などを理由として挙げる保育施設もあった（図表 2-(2)-ア-⑫参照）。

また、中には、エピペンを保有する乳幼児を少なくとも一人以上預かっているにもかかわらず、エピペン練習用トレーナーを保有していないことから、保育施設内の実技講習を一度も実施できておらず、かつ、過去 3 年間で外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に参加した保育従事者等が一人もいない保育施設が 4 施設あった。

図表 2-(2)-ア-⑪ エピペンの使用方法に関する実技講習の参加状況

(単位：施設、%)



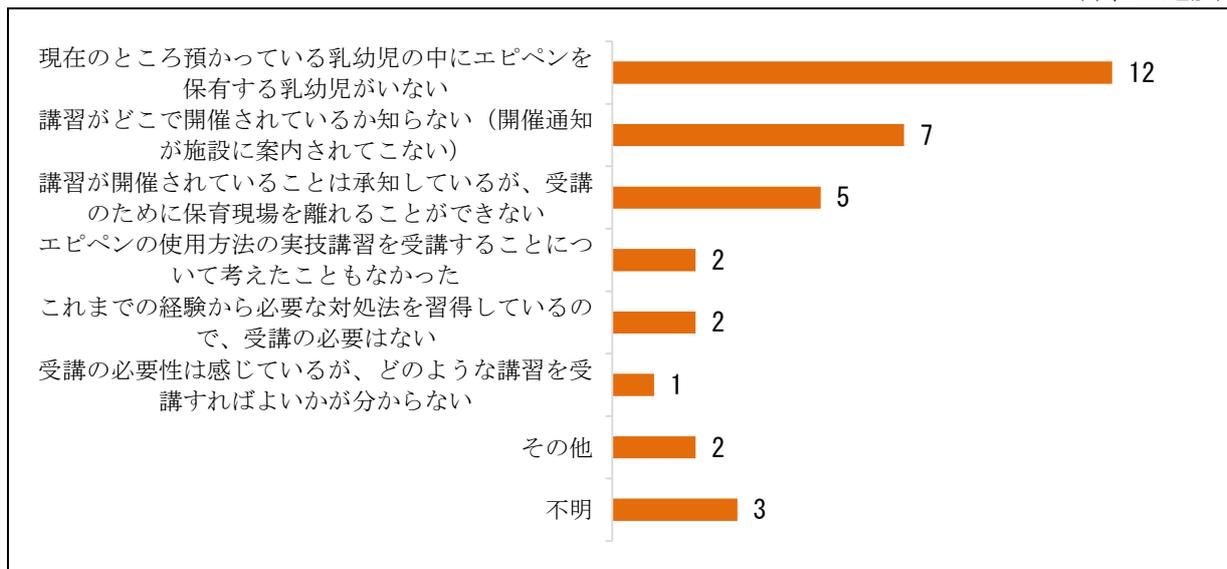
(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 保育施設のうち、エピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている 6 施設及び平成 26 年度から 29 年度までの間に開業した 16 施設を除いた 127 施設の状況を整理した。

3 「施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を実施していないが、外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に参加している」及び「施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を実施しておらず、外部のエピペンの使用方法に関する実技講習にも参加していない」における構成比は、上記 127 施設に占める割合を表す。

図表 2-(2)-ア-⑫ エピペンの使用方法に関する実技講習に保育従事者を参加させていない理由

(単位：施設)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 保育施設内でエピペンの使用方法に関する実技講習を実施しておらず、外部のエピペンの使用方法に関する実技講習に保育従事者を一人も参加させていない34施設の状態を整理した。

(イ) 地方公共団体による救急救命講習への保育従事者等の参加の促進

a 救急救命講習の開催に関する情報提供の範囲

今回、救急救命講習を受講していない保育施設の中には、前述したとおり、「救急救命講習の開催通知が施設に案内されず、どこで講習が開催されているか知らない」ことを理由に挙げる保育施設が一定数みられる。

このようなケースについて、調査対象とした29市町では、おおむね国が定めた事故防止等ガイドラインなどの各種通知や保育安全に関する講習案内を管内の全施設等に周知していた。

しかし、一部の市町村(2市町村)では、次図表のとおり、保育安全に関する講習について、「認可外保育施設には市町村から給付費が出ていない」、「会場の収容スペースに限りがある」などとして、管内の認可外保育施設に対し、保育安全に関する講習案内を送付していない事例がみられる。

実際に、当該市町村に所在する認可保育施設と認可外保育施設(一定の設備基準等を満たしているとして市町村独自に公費を助成していた認可外保育施設を含む)における心肺蘇生法及びAEDの使用方法に関する実技講習の受講状況を比較したところ、調査した6認可保育施設は、いずれも当該講習に少なくとも一人以上の保育従事者等を参加させていたのに対し、調査した2認可外保育施設では、「講習がどこで開催されているか知らない(開催通知が施設に案内されてこない)」という理由で、一人も保育従事者等を当該講習に参加させていなかった。

図表 2-(2)-ア-⑬ 認可外保育施設に保育安全に関する講習案内を送付していない市町村の事例

No.	事例の概要
1	<p>当該市町村は、保育安全に関する講習の受講対象となる保育施設を「公立保育園」、「民間保育園」、「公立認定こども園」、「民間認定こども園」及び「小規模保育施設」に区分した上で、講習の内容や講習会場の規模等を踏まえて、決定している。</p> <p>しかし、いずれの講習についても、参加は認可保育施設(当該市町村が独自に公費助成を行っている一部の認可外保育施設を含む。)に限られており、認可外保育施設については、参加対象としていない。</p> <p>当該市町村は、その理由について、「講習の目的は、飽くまで当該地方公共団体の給付費で運</p>

	<p>営される施設における保育従事者等の資質や知識等の向上を図るためであり、認可外保育施設を当該地方公共団体の講習対象に組み入れる考えはない」としている。</p> <p>当省が調査した当該市町村管内の認可外保育施設の中には、行政機関が実施する講習に関して、積極的に情報を提供してほしいとする認可外保育施設や、「事故予防」や「食中毒対策」など内容によっては参加したいとの希望を有する認可外保育施設がみられた。</p>
2	<p>当該市町村は、独自に公費助成を行っている一部の認可外保育施設を除き、認可外保育施設に対し、保育安全に関する講習の開催を周知していない。</p> <p>当該市町村は、その理由について、i) 認可外保育施設は都道府県の管轄であり、営業実態や講習に対しての要望等の情報が入ってこないことから、認可外保育施設がどのような内容の講習を求めているか承知していないこと、ii) 認可外保育施設の参加も想定した大きな会場を押さえることが困難であること、iii) 認可保育施設においても、講習の参加に伴う保育従事者等のシフト対応等に苦慮している中、より人的配置に余裕のない認可外保育施設がどれほど講習に参加できるのか分からないことを挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

b 救急救命講習の受講機会に関する情報提供等

今回、救急救命講習を受講していない保育施設の中には、前述したとおり、「受講の必要性は感じているが、どのような講習を受講すればよいか分からない」や「講習が開催されていることは承知しているが、受講のために保育現場を離れることができない」といった理由を挙げる保育施設が一定数みられる。

今回調査した救急救命講習のうち、エピペンの使用方法に関する実技講習を除く、①心肺蘇生法、②気道内異物除去、③AEDの使用方法に関する実技講習については、総務省消防庁が各都道府県に示した「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救発第41号消防庁次長通知）（資料2-(2)-③参照）に基づき、各消防機関において実施されている「普通救命講習Ⅱ」又は「Ⅲ」を受講すれば、その技術の取得は可能である。

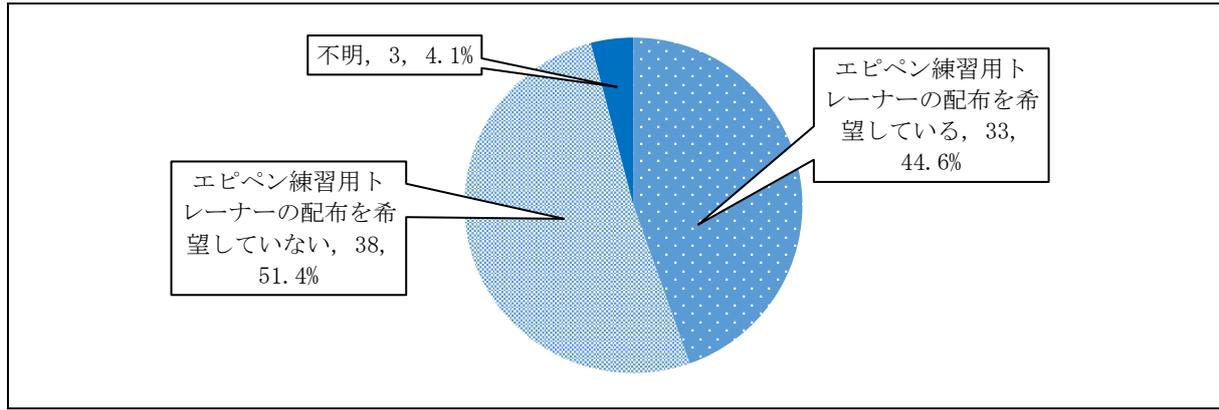
実際に、当省が今回調査対象とした29市町村の消防本部等のウェブページを確認したところ、いずれの消防本部等においても、「普通救命講習」の機会は設けられており、中には、定められた講習日程では参加できない者がいることを見越して、一定の参加者数を満たせば「出前講座」と称して、消防本部等の職員自ら施設等に赴き、当該講習を開催している消防本部等の事例や、消防庁のEラーニングによる講習メニューを消防本部等のウェブページで紹介している事例もみられた。

また、今回調査した救急救命講習のうち、エピペンの使用方法に関する実技講習については、既に製造販売元企業において、保育施設等関係者が行う施設内研修を想定した練習用トレーナーが貸与されており、当該企業のウェブページにも当該トレーナーの使用方法に関する研修教材（ビデオ）が掲載されている。

他方、文部科学省は、平成24年度に調布市の小学校で起きた食物アレルギーによる死亡事故を受けて、27年3月に全国の教育施設及び教育委員会に、エピペン練習用トレーナーを無償配布しているのに対し、厚生労働省では、保育施設等に対し、このような取組を行っていない。

そこで、エピペンを保有する乳幼児の有無を把握していた保育施設で、かつ、エピペン練習用トレーナーを保有又は製造販売元企業等から貸与されておらず、施設内の実技講習を未実施であった74施設において、国や地方公共団体に対しエピペン練習用トレーナーを配布してほしいとの希望を有していないか当省が聴取したところ、次図表のとおり、33施設（44.6%）が配布を希望していた。

図表 2-(2)-ア-⑭ エピペン練習用トレーナーの配布の希望の有無



(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 施設のうち、エピペンを保有する乳幼児の有無を把握していた保育施設で、かつ、エピペン練習用トレーナーを保有又は製造販売元企業等から貸与されておらず、施設内の実技講習を未実施であった 74 施設の状況を整理した。

3 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

(ウ) 保育施設の体制別・種別の救急救命講習への参加状況

上記(ア)のとおり、調査対象 149 保育施設の中には、「受講のために保育現場を離れることができない」など、体制面の問題を理由に、救急救命講習に保育従事者等を 3 年間で一人も参加させていない保育施設もみられるが、これらの救急救命講習への保育従事者等の参加状況について、保育従事者一人当たりの乳幼児数からみると、次図表のとおり、保育従事者一人当たりの乳幼児数の多寡にかかわらず、救急救命講習に保育従事者等を参加させている保育施設はみられるという状況であった。

図表 2-(2)-ア-⑮ 保育従事者一人当たりの乳幼児数からみた救急救命講習への参加状況

区分	保育従事者一人当たりの乳幼児数														合計		不明
	1人未満		1人以上 2人未満		2人以上 3人未満		3人以上 4人未満		4人以上 5人未満		5人以上 6人未満		6人以上		一人以上が参加	不参加	
	一人以上が参加	不参加	一人以上が参加	不参加	一人以上が参加	不参加	一人以上が参加	不参加	一人以上が参加	不参加	一人以上が参加	不参加					
①心肺蘇生法の実技講習	5	1	22	6	18	6	21	2	22	0	7	1	2	4	97	20	16
②気道内異物除去の実技講習	5	1	11	15	12	12	15	7	14	8	5	3	1	5	63	51	19
③AEDの使用方法に関する実技講習	5	1	18	10	18	6	21	2	23	0	7	1	2	4	94	24	15
④施設内でのエピペンの使用方法に関する実技講習	2	4	4	21	8	14	5	18	10	12	2	6	2	4	33	79	15
⑤外部でのエピペンの使用方法に関する実技講習	2	2	10	11	8	6	11	7	9	3	3	3	2	2	45	34	15
合計(延べ)	19	9	65	63	64	44	73	36	78	23	24	14	9	19	332	208	80

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 保育施設の中には、平成 26 年度から 29 年度までの間に開業している保育施設や、エピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている保育施設があり、これらを本調査の対象から除外しているため、「合

計」欄及び「不明」欄の計が149にならない。

また、調査対象149保育施設における保育従事者等の救急救命講習への参加状況について、保育施設の種別及び証明書の交付の有無別でみると、次のような傾向がみられた（資料2-(2)-㉔参照）。

- i) 認可保育施設及び認可外保育施設の別では、認可外保育施設と比べて認可保育施設の方が、救急救命講習のいずれの実技講習においても保育従事者等を参加させている保育施設の割合が高い。
- ii) 認可保育施設の中では、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設及び事業所内保育施設と比べ保育所の方が、全体的に救急救命講習に保育従事者等を参加させている保育施設の割合が高い。
- iii) 認可外保育施設の中では、その他の認可外保育施設と比べてベビーホテルの方が、全体的に救急救命講習に保育従事者等を参加させている保育施設の割合が低い。
- iv) 証明書の交付を受けたベビーホテルは、交付を受けていないものより、救急救命講習のいずれの実技講習においても保育従事者等を参加させている保育施設の割合が高いなど、全体的に証明書の交付を受けた認可外保育施設の方が、交付を受けていない認可外保育施設と比べて保育従事者等を参加させている保育施設の割合が高い。

なお、調査対象149保育施設のうち、平成26年度から29年度までの間に開業している保育施設及びエピペンを保有している乳幼児を預からない方針としている保育施設を除き、救急救命講習の四つの実技講習全てで保育従事者等の参加状況を把握することができた108施設について、実技講習の数別にその参加状況をみると、次図表のとおり、全ての実技講習に保育従事者等を一人以上参加させている保育施設が47施設みられた一方で、全ての実技講習に保育従事者等を参加させていない保育施設が11施設みられた。当該11施設について、施設種別でみると、認可保育施設よりも認可外保育施設の方が保育従事者等を講習に参加させていない保育施設の割合が高い状況がみられた。

図表2-(2)-ア-㉔ 調査対象149保育施設における救急救命講習への保育従事者等の参加状況（施設種別・講習数別）

（単位：施設、％）

区分	全ての実技講習に全保育従事者等が不参加	一部の实技講習に保育従事者等が一人以上参加	全ての实技講習に保育従事者等が一人以上参加	合計
認可保育施設	3 (4.5)	31 (47.0)	32 (48.5)	66 (100)
保育所	0 (0)	15 (36.6)	26 (63.4)	41 (100)
幼保連携型認定こども園	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	6 (100)
小規模保育施設	2 (12.5)	11 (68.8)	3 (18.8)	16 (100)
事業所内保育施設	0 (0)	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100)
認可外保育施設	8 (19.0)	19 (45.2)	15 (35.7)	42 (100)
ベビーホテル（証明書の交付有り）	0 (0)	4 (44.4)	5 (55.6)	9 (100)
ベビーホテル（証明書の交付無し）	1 (20.0)	4 (80.0)	0 (0)	5 (100)
その他の認可外保育施設（証明書の交付有り）	3 (16.7)	7 (38.9)	8 (44.4)	18 (100)
その他の認可外保育施設（証明書の交付無し）	4 (40.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	10 (100)
合計	11 (10.2)	50 (46.3)	47 (43.5)	108 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

- 2 調査対象 149 保育施設のうち、平成 26 年度から 29 年度までの間に開業している保育施設及びエビペンを保有している乳幼児を預からない方針としている保育施設を除き、救急救命講習の四つの実技講習全てで保育従事者等の参加状況を把握することができた 108 施設の状態を整理した。
- 3 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものもある。

(I) 地方公共団体による監査受検時の救急救命講習への参加に係る指摘・助言の状況

a 救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていない保育施設が監査時に受けた指摘・助言の状況

今回、上記(ア)でみた救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていなかった保育施設延べ 129 施設のうち、平成 27 年度から 28 年度までの間に地方公共団体による監査の受検実績があった延べ 106 施設における、監査時に保育従事者等を救急救命講習に参加させていないことについて指摘・助言を受けたかどうかの状況をみると、次図表のとおり、当該指摘・助言を受けていなかった保育施設が、延べ 103 施設 (97.2%) みられた。

図表 2-(2)-ア-① 救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていない保育施設が監査時に受けた指摘・助言の状況

(単位：施設、%)

区分	保育従事者等を一人も実技講習に参加させていない保育施設					
	平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がある施設	指摘・助言を受けた実績がある施設	指摘・助言を受けた実績がない施設	平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がない施設	平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績が不明の施設	
①心肺蘇生法の実技講習	20 (-)	16 (100)	2 (12.5)	14 (87.5)	4 (-)	0 (-)
②気道内異物除去の実技講習	51 (-)	44 (100)	0 (0)	44 (100)	7 (-)	0 (-)
③AEDの使用方法に関する実技講習	24 (-)	19 (100)	1 (5.3)	18 (94.7)	5 (-)	0 (-)
④エビペンの使用方法に関する実技講習	34 (-)	27 (100)	0 (0)	27 (100)	6 (-)	1 (-)
合計 (延べ)	129 (-)	106 (100)	3 (2.8)	103 (97.2)	22 (-)	1 (-)

(注) 当省の調査結果による。

b 地方公共団体による監査において、救急救命講習に保育従事者等を参加させていないことについての指摘がなされていない原因

地方公共団体による監査において、救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていない保育施設に対し、救急救命講習への参加についての指摘が必ずしも十分になされていない原因としては、地方公共団体において、保育従事者等を救急救命講習に参加させているかどうかについて、監査調書上の確認事項として設定していないことが一因と考えられる。

他方、国は、地方公共団体に対して示した、監査時の最低限の確認事項となる各種通知の中に、保育施設等における保育従事者等の救急救命講習の参加状況を確認すべきかについて、必ずしも明確に位置付けていない(資料 2-(2)-⑫参照)。

このようなことから、調査対象 44 地方公共団体の中には、「国の認可外保育施設指導監督基準等に救急救命講習の受講状況を確認する旨が明確に定められていないため」、「救急救命講習

習の受講状況を具体的に確認事項として定める発想がこれまでなかったため」などの理由により、次図表のとおり、保育施設等の保育従事者等が救急救命講習に参加しているかどうかについて監査調書に確認事項として設定していない地方公共団体がみられた。また、当該地方公共団体の管内の保育施設で、救急救命講習に保育従事者等を一人も参加させていない保育施設では、その旨について指摘を受けた実績はなかった。

図表 2-(2)-ア-⑱ 救急救命講習への保育従事者等の参加状況について監査調書上の確認事項として設定していない地方公共団体の事例

No.	事例の概要
1	<p>当該地方公共団体では、厚生労働省が定めた認可外保育施設指導監督基準及び証明書交付要領には、「都道府県等が実施する施設長（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。」との事項は設定されているものの、心肺蘇生法の実技講習への参加状況を確認することについて、明確に記載されていないことから、認可外保育施設に対する監査調書に当該講習への参加状況を確認事項として定めていない。</p> <p>なお、当該地方公共団体の管内に所在する当省が調査した認可外保育施設（1施設）において、心肺蘇生法の実技講習に参加していない状況がみられたが、平成27年度及び28年度の監査受検時に当該地方公共団体から当該実態について指摘された実績はなかった。</p>
2	<p>当該地方公共団体では、小規模保育施設に対する監査に係る監査調書において、「職員は積極的に研修に参加し、自己研さんに努めているか」との記述はみられるものの、「救急救命講習の受講状況を具体的に確認事項として定める発想がこれまでなかったため」との理由から、気道内異物除去の実技講習を含む救急救命講習への保育従事者等の参加状況に係る確認事項を定めていない。</p> <p>なお、当該地方公共団体の管内に所在する当省が調査した小規模保育施設（1施設）において、気道内異物除去の実技講習に保育従事者を一人も参加させていない状況がみられたが、平成27年度及び28年度の監査受検時に当該地方公共団体から当該実態について指摘された実績はなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

一方、調査対象44地方公共団体の中には、次図表のとおり、保育施設における保育従事者等の救急救命講習への参加状況について監査調書上の確認事項として設定し、現に救急救命講習に保育従事者等を参加させていない保育施設に対して指摘している地方公共団体の事例もみられた。

図表 2-(2)-ア-⑲ 救急救命講習への保育従事者等の参加状況について監査調書上の確認事項として設定している地方公共団体の事例

事例の概要
<p>当該地方公共団体では、「睡眠中は、重大事故が発生しやすい」との理由から、認可保育施設に対する監査調書において、監査の主な指摘事項として「SIDS（乳幼児突然死症候群）等の事故防止に努めること」を設定し、実際に睡眠中に呼吸停止や心肺停止等の重大事故が起こった際の対処法として、心肺蘇生に係る確認事項を設定している。</p> <p>このようなことから、当該地方公共団体の管内に所在する当省が調査した小規模保育施設（1施設）において、心肺蘇生法の習得を徹底する旨の指摘を行っている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

イ 消防訓練の定期的な実施

【制度等】

保育施設等の管理者は、自然災害等により乳幼児に危害が及びそうな場合や、人災・天災を問わず、火災が発生した場合は、消防機関に通報を行い、同時に乳幼児を安全な場所に迅速に避難させるとともに、消防隊が到着するまでの間、消火器等を用いて、初期消火を的確に行う必要がある。

このようなことから、項目1でも述べたように、認可保育施設のうち、保育所及び地域型保育事業を行う者は、児童福祉施設最低基準第6条及び地域型保育事業最低基準第7条の規定に基づき、少なくとも毎月1回は消火及び避難訓練を実施しなければならないとされている。

また、項目1でも述べたように、認可外保育施設を含む収容人員が30人以上の保育施設は、消防法第8条第1項等の規定に基づき、消防計画を作成し、消防訓練を定期的実施しなければならないとされており、このうち消火及び避難訓練については、年2回以上実施し、通報訓練については、消防計画に定められた回数を実施することとされている。

【調査結果】

今回、調査対象149保育施設の平成27年度から28年度までの2年間における各種法令に基づく消防訓練の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

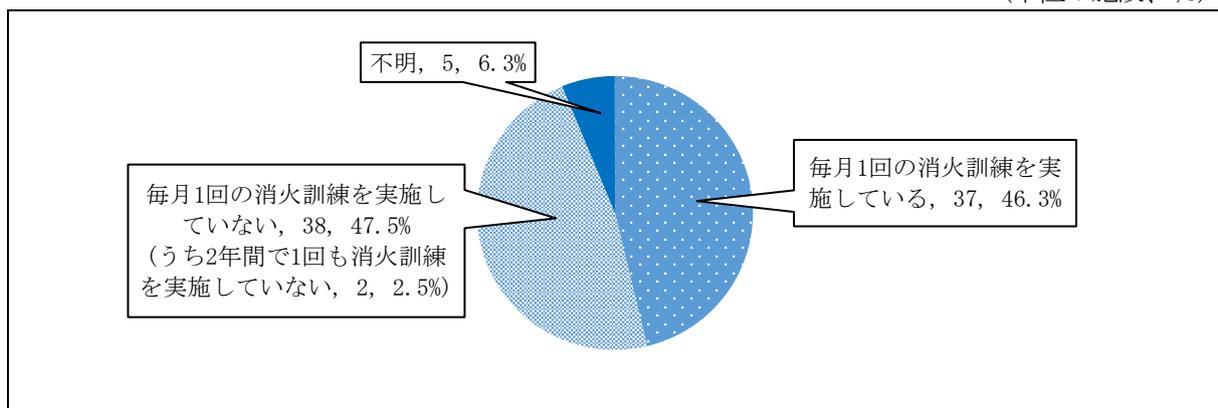
(7) 消火訓練の実施状況

a 保育所及び地域型保育施設における消火訓練の実施状況

今回、調査対象149保育施設のうち、平成29年度に開業した1施設、認定こども園及び認可外保育施設68施設の計69施設を除いた80施設において、27年度から28年度までの2年間における消火訓練（座学等の机上訓練を除く。27年度から28年度までの間に開業した保育施設は、開業から28年度末までの実績。以下同じ。）の実施状況を調査した結果、37施設（46.3%）は、各年度ともに毎月1回の消火訓練を実施していたが、38施設（47.5%）では、「消火訓練を毎月1回実施しなければならないことを知らなかった」などを理由に、毎月1回の消火訓練を実施していなかった。中には、当該2年間で1回も消火訓練を実施していない施設が2施設（2.5%）みられた。

図表 2-(2)-イ-① 保育所及び地域型保育施設における毎月1回の消火訓練の実施状況

(単位：施設、%)



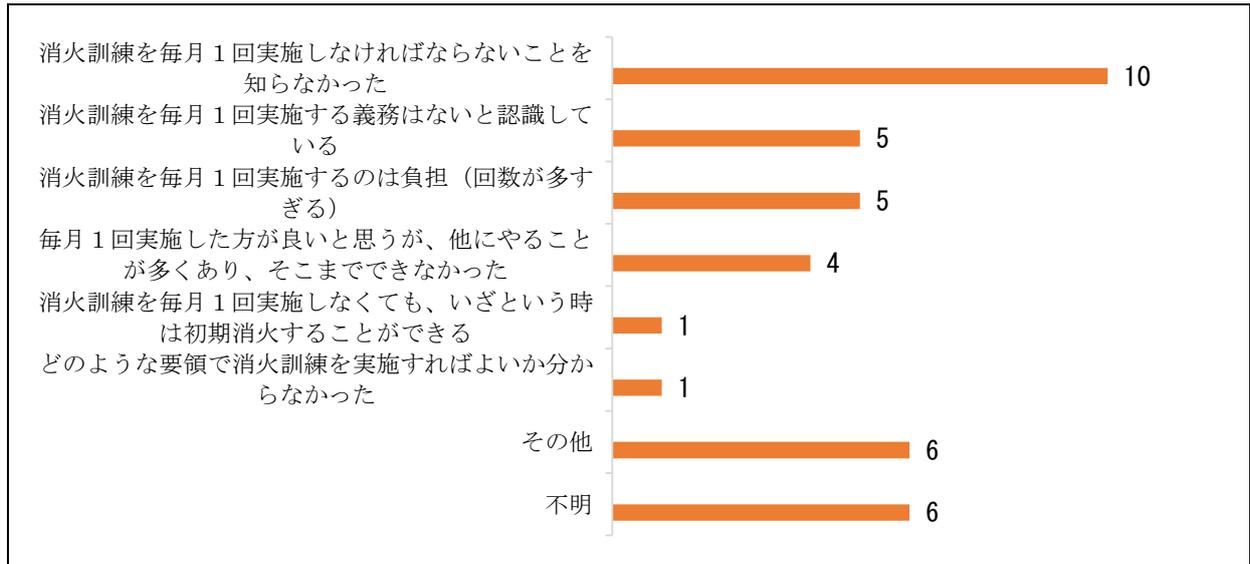
(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象149保育施設のうち、平成29年度に開業した1施設、認定こども園及び認可外保育施設68施設の計69施設を除いた80施設の状況を整理した。

3 図表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

図表 2-(2)-イ-② 毎月1回の消火訓練を実施していない理由

(単位：施設)



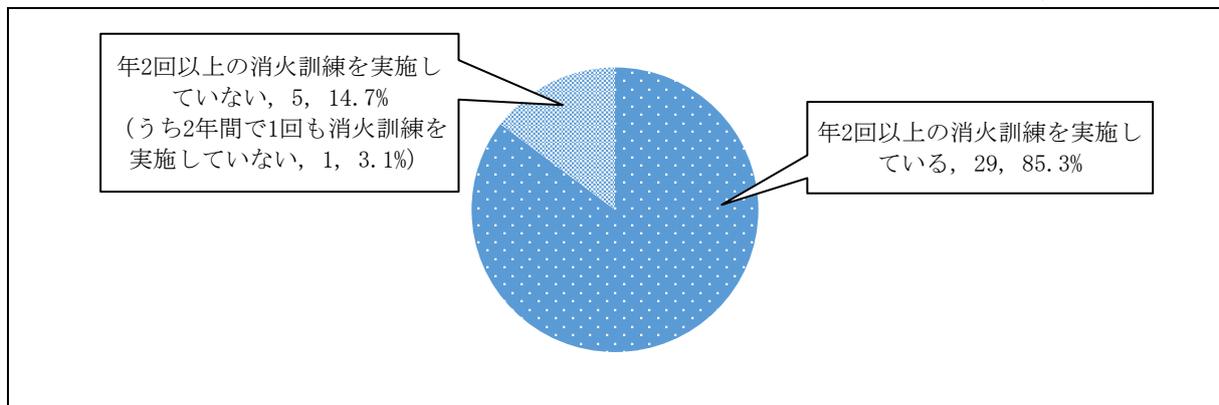
(注) 1 当省の調査結果による。
2 毎月1回の消火訓練を実施していない保育所及び地域型保育施設 38 施設の状況を整理した。

b 収容人員 30 人以上の保育施設における年 2 回以上の消火訓練の実施状況

今回、調査対象 149 保育施設のうち、i) 平成 29 年度に開業した 1 施設、ii) 別途法令で毎月 1 回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設 80 施設 (29 年度に開業した 1 施設を除く。)、iii) 収容人員 30 人未満の 26 施設 (別途法令で毎月 1 回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設を除く。)、iv) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった 8 施設の計 115 施設を除いた 34 施設において、27 年度から 28 年度までの 2 年間における消火訓練の実施状況を調査した結果、29 施設 (85.3%) は、各年度ともに年 2 回以上の消火訓練を実施していたが、5 施設 (14.7%) では、「消火訓練を年 2 回以上実施しなければならないことを知らなかった」などを理由に、年 2 回以上の消火訓練を実施していなかった。中には、当該 2 年間で 1 回も消火訓練を実施していない施設が 1 施設 (3.1%) みられた (図表 2-(2)-イ-③、④参照)。

図表 2-(2)-イ-③ 収容人員 30 人以上の保育施設における消火訓練の実施状況

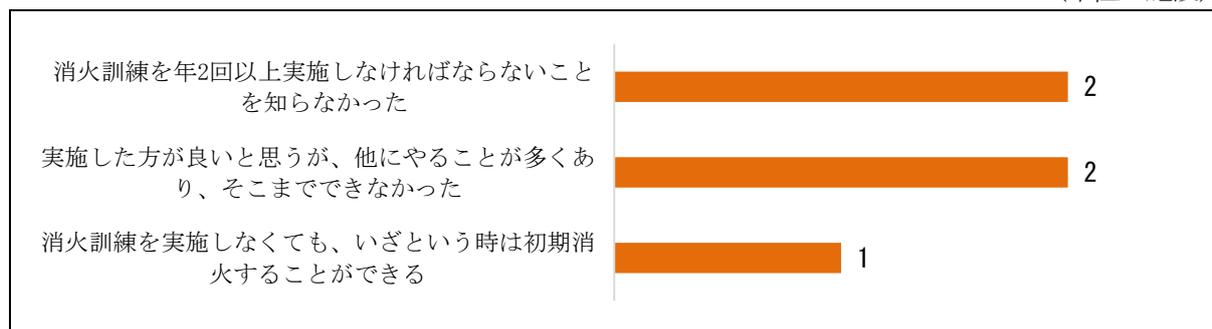
(単位：施設、%)



(注) 1 当省の調査結果による。
2 調査対象 149 保育施設のうち、i) 平成 29 年度に開業した 1 施設、ii) 別途法令で毎月 1 回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設 80 施設 (29 年度に開業した 1 施設を除く。)、iii) 収容人員 30 人未満の 26 施設 (別途法令で毎月 1 回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設を除く。)、iv) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった 8 施設の計 115 施設を除いた 34 施設の状況を整理した。

図表 2-(2)-イ-④ 年2回以上の消火訓練を実施していない理由

(単位：施設)



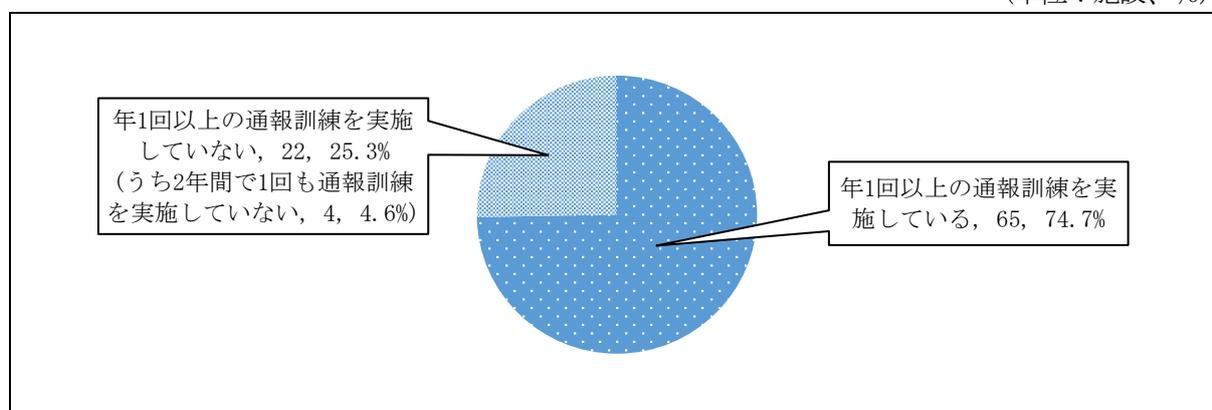
(注) 1 当省の調査結果による。
2 年2回以上の消火訓練を実施していない5施設の状況を整理した。

(イ) 通報訓練の実施状況

今回、調査対象 149 保育施設のうち、i) 平成 29 年度に開業した 1 施設、ii) 収容人員 30 人未満の 48 施設、iii) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった 13 施設の計 62 施設を除いた 87 施設において、27 年度から 28 年度までの 2 年間における通報訓練（27 年度から 28 年度までの間に開業した保育施設は、開業から 28 年度末までの実績。以下同じ。）の実施状況を調査した結果、65 施設（74.7%）は、各年度ともに年 1 回以上は通報訓練を実施していたが、22 施設（25.3%）では、「通報訓練を年 1 回以上実施しなければならないことを知らなかった」などを理由に、年 1 回以上の通報訓練を実施していなかった。中には、当該 2 年間で 1 回も通報訓練を実施していない施設が 4 施設（4.6%）みられた（図表 2-(2)-イ-⑤、⑥参照）。

図表 2-(2)-イ-⑤ 収容人員 30 人以上の保育施設における通報訓練の実施状況

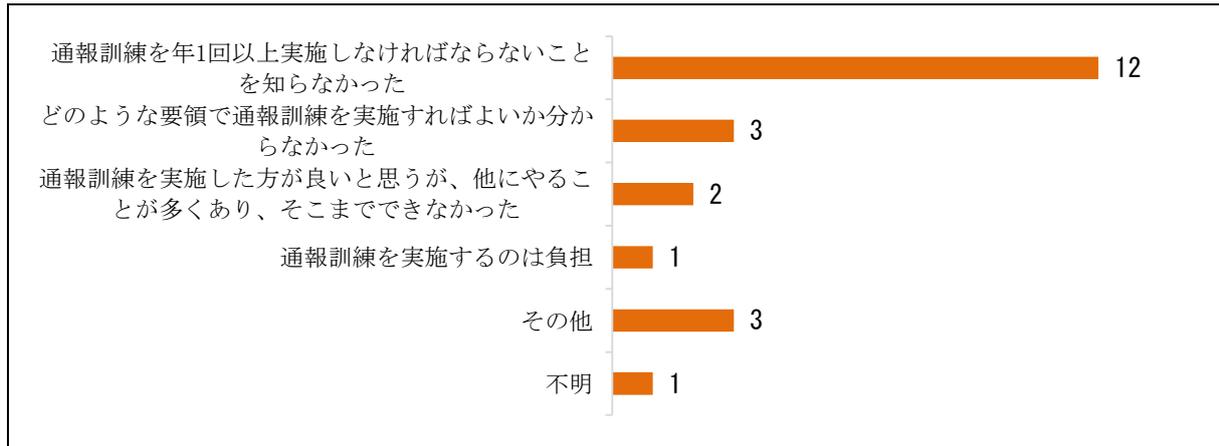
(単位：施設、%)



(注) 1 当省の調査結果による。
2 調査対象 149 保育施設のうち、i) 平成 29 年度に開業した 1 施設、ii) 収容人員 30 人未満の 48 施設、iii) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった 13 施設の計 62 施設を除いた 87 施設の状況を整理した。

図表 2-(2)-イ-⑥ 年 1 回以上の通報訓練を実施していない理由

(単位：施設)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 年 1 回以上の通報訓練を実施していない 22 施設の状況を整理した。

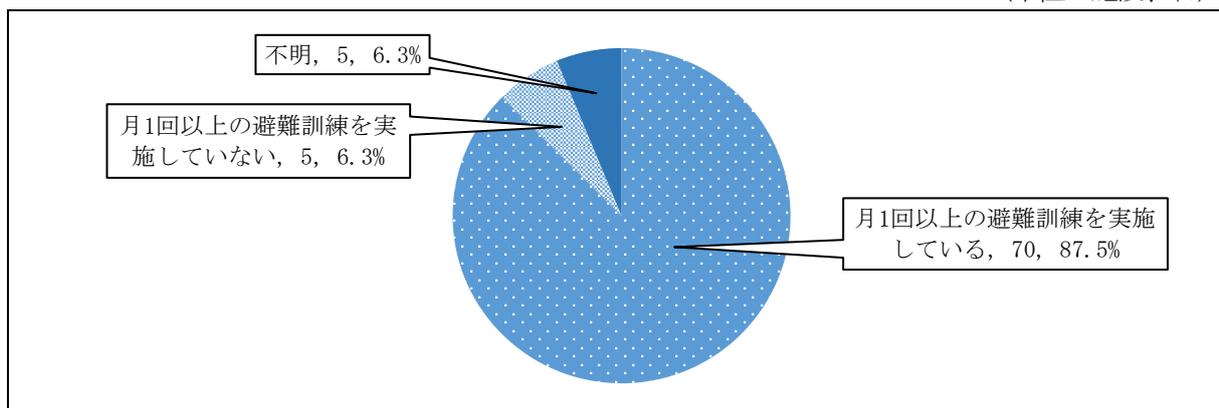
(ウ) 避難訓練の実施状況

a 保育所及び地域型保育施設における避難訓練の実施状況

今回、調査対象 149 保育施設のうち、平成 29 年度に開業した 1 施設、認定こども園及び認可外保育施設 68 施設の計 69 施設を除いた 80 施設において、27 年度から 28 年度までの 2 年間ににおける避難訓練（座学等の机上訓練を除く。27 年度から 28 年度までの間に開業した保育施設は、開業から 28 年度末までの実績。以下同じ。）の実施状況を調査した結果、70 施設（87.5%）は、各年度ともに月 1 回以上の避難訓練を実施していたが、5 施設（6.3%）では、月 1 回以上の避難訓練を実施していなかった。月 1 回以上の避難訓練を実施していなかった 5 施設のうち、その理由が把握できた 2 施設では、いずれも「座学等の机上訓練であっても避難訓練の実施回数に計上していたため」との理由で、当該訓練を月 1 回以上実施していなかった。なお、当該 2 年間で 1 回も避難訓練を実施していない保育施設はみられなかった（図表 2-(2)-イ-⑦参照）。

図表 2-(2)-イ-⑦ 保育所及び地域型保育施設における避難訓練の実施状況

(単位：施設、%)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 149 保育施設のうち、平成 29 年度に開業した 1 施設、認定こども園及び認可外保育施設 68 施設の計 69 施設を除いた 80 施設の状況を整理した。

3 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

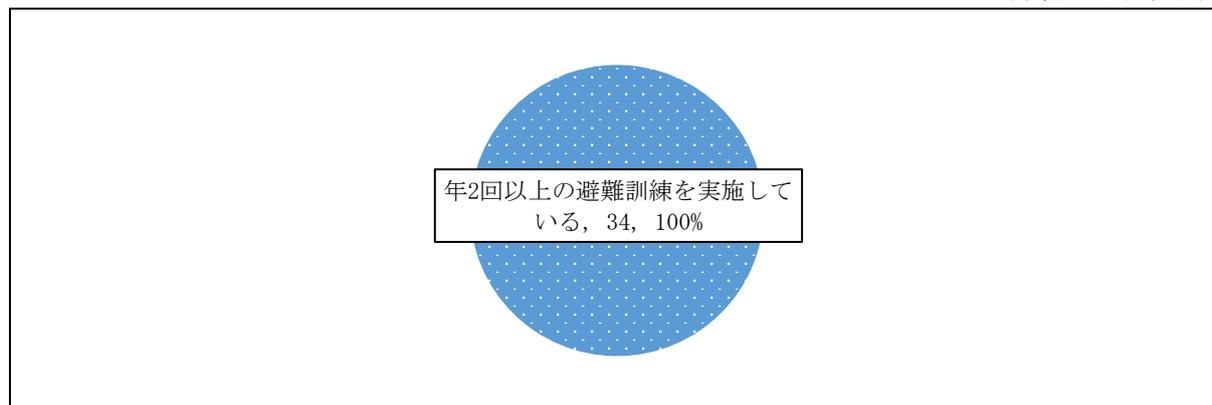
b 収容人員 30 人以上の保育施設における避難訓練の実施状況

今回、調査対象 149 保育施設のうち、i) 平成 29 年度に開業した 1 施設、ii) 別途法令で毎月 1 回の避難訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設 80 施設（29 年度

に開業した1施設を除く。)、iii) 収容人員30人未満の26施設(別途法令で毎月1回の避難訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設を除く。)、iv) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった8施設の計115施設を除いた34施設において、27年度から28年度までの2年間における避難訓練の実施状況を調査した結果、全34施設(100%)は、各年度ともに年2回以上の避難訓練を実施しており、年2回以上の避難訓練を実施していない施設はみられなかった(図表2-(2)-イ-⑧参照)。

図表2-(2)-イ-⑧ 収容人員30人以上の保育施設における避難訓練の実施状況

(単位：施設、%)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象149保育施設のうち、i) 平成29年度に開業した1施設、ii) 別途法令で毎月1回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設80施設(29年度に開業した1施設を除く。)、iii) 収容人員30人未満の26施設(別途法令で毎月1回の消火訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設を除く。)、iv) 当省の調査では収容人員を把握することができなかった8施設の計115施設を除いた34施設の状況を整理した。

(イ) 保育施設の体制別・種別の消防訓練の実施状況

上記のとおり、調査対象149保育施設の中には、「訓練を実施するのは負担」、「訓練を実施した方が良いと思うが、他にやることが多くあり、そこまでできなかった」などとして体制面の問題を理由に、消防訓練を実施していない施設もみられるが、これらの消防訓練の実施状況について、保育従事者一人当たりの乳幼児数からみると、次図表のとおり、保育従事者一人当たりの乳幼児数の多寡にかかわらず、法令に基づく消防訓練を実施している保育施設はみられるという状況であった。

図表 2-(2)-イ-⑨ 保育従事者一人当たりの乳幼児数からみた消防訓練の実施状況

表1 保育所及び地域型保育施設 (単位：施設)

施設区分	訓練区分	保育従事者一人当たりの乳幼児数														合計		不明
		1人未満		1人以上 2人未満		2人以上 3人未満		3人以上 4人未満		4人以上 5人未満		5人以上 6人未満		6人以上		実施	未実施	
		実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施			
保育所	月1回の消火	0	0	0	1	4	3	8	4	9	7	4	2	1	0	26	17	4
	月1回の避難	0	0	1	0	7	0	11	1	16	0	6	0	1	0	42	1	4
地域型保育施設	月1回の消火	0	0	5	9	4	10	2	1	0	1	0	0	0	0	11	21	1
	月1回の避難	0	0	11	3	14	0	2	1	1	0	0	0	0	0	28	4	1
合計(延べ)		0	0	17	13	29	13	23	7	26	8	10	2	2	0	107	43	10

表2 収容人員30人以上の認可保育施設

(単位：施設)

施設区分	訓練区分	保育従事者一人当たりの乳幼児数														合計		不明
		1人未満		1人以上 2人未満		2人以上 3人未満		3人以上 4人未満		4人以上 5人未満		5人以上 6人未満		6人以上		実施	未実施	
		実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施			
保育所	年1回の通報	0	0	0	0	7	0	12	0	13	3	6	0	1	0	39	3	0
地域型 保育施設	年1回の通報	0	0	4	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	4	0
認定こども園	年2回の消火	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	0	6	0	0
	年1回の通報	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	1	4	2	0
	年2回の避難	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	2	0	6	0	0
合計(延べ)		0	0	4	3	12	1	15	1	19	3	6	0	6	1	62	9	8

(注) 保育所及び地域型保育施設の消火及び避難訓練については、収容人員30人以上か否かにかかわらず、法令で月1回以上実施することとされているため、本表では計上していない(表1で整理)。

表3 収容人員30人以上の認可外保育施設

(単位：施設)

施設区分	訓練区分	保育従事者一人当たりの乳幼児数														合計		不明
		1人未満		1人以上 2人未満		2人以上 3人未満		3人以上 4人未満		4人以上 5人未満		5人以上 6人未満		6人以上		実施	未実施	
		実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施			
認可外 保育施設	年2回の消火	1	1	1	1	7	1	5	0	6	0	2	0	1	2	23	5	0
	年1回の通報	2	0	1	1	2	6	2	3	5	1	2	0	1	2	15	13	0
	年2回の避難	2	0	2	0	8	0	5	0	6	0	2	0	3	0	28	0	0
合計(延べ)		5	1	4	2	17	7	12	3	17	1	6	0	5	4	66	18	0

(注) 当省の調査結果による。

また、調査対象149保育施設における消防訓練の実施状況について、保育施設の種別及び証明書の交付の有無別でみると、次のような傾向がみられた(資料2-(2)-②⑥～②⑧参照)。

- i) 保育所及び地域型保育施設における消火及び避難訓練の実施状況を比較すると、小規模保育施設と比べて保育所の方が、いずれの訓練種別においても実施している保育施設の割合が高

い。他方、地域型保育施設の小規模保育施設及び事業所内保育施設における当該訓練の実施状況を比較すると、小規模保育施設と比べて事業所内保育施設の方が、いずれの訓練種別においても実施している保育施設の割合が高い。

ii) 収容人員 30 人以上の認可保育施設及び認可外保育施設の通報訓練の実施状況を比較すると、認可外保育施設と比べて認可保育施設の方が、当該訓練を実施している保育施設の割合が高い。

また、認可外保育施設の中では、ベビーホテルと比べてその他の認可外保育施設の方が通報訓練を実施している保育施設の割合が高い。他方、認可外保育施設でも証明書の交付の有無で比較すると、証明書の交付を受けている保育施設の方が交付を受けていないものよりも通報訓練を実施している保育施設の割合が高い。

iii) 収容人員 30 人以上の幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設における消火及び避難訓練の実施状況を比較すると、避難訓練を実施している保育施設の割合はいずれも 100%で同率だが、消火訓練については、認可外保育施設と比べて幼保連携型認定こども園の方が当該訓練を実施している保育施設の割合が高い。

また、認可外保育施設のうち、ベビーホテル及びその他の認可外保育施設における消火及び避難訓練の実施状況を比較すると、避難訓練を実施している保育施設の割合は、いずれも 100%で同率だが、消火訓練については、その他の認可外保育施設と比べてベビーホテルの方が当該訓練を実施している保育施設の割合が高い。他方、認可外保育施設でも証明書の交付の有無で比較すると、避難訓練を実施している保育施設の割合は、いずれも 100%で同率だが、消火訓練については、その他の認可外保育施設でみると、証明書の交付を受けている施設の方が交付を受けていないものよりも当該訓練を実施している施設の割合が高い。

なお、調査対象 149 保育施設における消防訓練の実施状況について、実施している訓練数別にみると、次図表のとおり、保育所及び地域型保育施設において、月 1 回の消火及び避難訓練をいずれも実施している保育施設が 37 施設みられた一方で、月 1 回の消火及び避難訓練をいずれも実施していない保育施設が 5 施設みられ、その内訳は、地域型保育施設が 4 施設で、保育所が 1 施設であった。また、収容人員 30 人以上の保育施設において、全ての消防訓練を実施している保育施設が 46 施設みられた一方で、全ての消防訓練を実施していない施設が 1 施設みられ、認可外保育施設よりも認可保育施設の方が当該訓練を実施していない施設の割合が高かった。

図表 2-(2)-イ-⑩ 調査対象 149 保育施設における消防訓練の実施状況（施設種別・講習数別）

表 1 保育所及び地域型保育施設が実施している消火及び避難訓練の数からみた整理表 (単位：(上段)施設、(下段)%)				
区分	毎月 1 回の消火及び避難訓練をいずれも未実施	毎月 1 回の消火及び避難訓練のいずれか一つを実施	毎月 1 回の消火及び避難訓練をいずれも実施	合計
保育所	1	16	26	43
	2.3	37.2	60.5	100
地域型保育施設	4	17	11	32
	12.5	53.1	34.4	100
合計	5	33	37	75
	6.7	44.0	49.3	100

(注) 1 調査対象 149 保育施設のうち、平成 29 年度に開業した 1 施設、認定こども園及び認可外保育施設 68 施設の計 69 施設を除き、消火及び避難訓練の全ての実施状況を把握することができた 75 施設の状況を整理した。
2 図表中の構成比は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものもある。

表2 収容人員30人以上の保育施設が実施している消防訓練の数からみた整理表

(単位：施設、%)

区分	全ての消防訓練（消火・通報・避難訓練）を未実施	一部の消防訓練（消火・通報・避難訓練）を未実施	全ての消防訓練（消火・通報・避難訓練）を実施	合計
認可保育施設	1 (1.7)	25 (42.4)	33 (55.9)	59 (100)
保育所	0 (0)	16 (38.1)	26 (61.9)	42 (100)
幼保連携型認定こども園	0 (0)	2 (33.3)	4 (66.7)	6 (100)
小規模保育施設	1 (10.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	10 (100)
事業所内保育施設	0 (0)	1 (100)	0 (0)	1 (100)
認可外保育施設	0 (0)	15 (53.6)	13 (46.4)	28 (100)
ベビーホテル（証明書の交付有り）	0 (0)	3 (50.0)	3 (50.0)	6 (100)
ベビーホテル（証明書の交付無し）	0 (0)	2 (66.7)	1 (33.3)	3 (100)
その他の認可外保育施設（証明書の交付有り）	0 (0)	5 (41.7)	7 (58.3)	12 (100)
その他の認可外保育施設（証明書の交付無し）	0 (0)	5 (71.4)	2 (28.6)	7 (100)
合計	1 (1.1)	40 (46.0)	46 (52.9)	87 (100)

(注) 1 消火及び避難訓練について、幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設は、消防法施行規則に基づく年2回以上の訓練の実施状況を整理したが、保育所及び地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）については、児童福祉施設最低基準等に基づく毎月1回以上の消火及び避難訓練の実施状況を整理した。

2 調査対象149保育施設のうち、i)平成29年度に開業した1施設、ii)収容人員30人未満の48施設、iii)当省の調査では収容人員を把握することができなかった13施設の計62施設を除き、消火、通報及び避難訓練の全ての実施状況を把握することができた87施設の状況を整理した。

(注) 当省の調査結果による。

(オ) 地方公共団体による監査受検時の消防訓練に係る指摘・助言の状況

a 法令に基づく消防訓練を実施していない保育施設が監査受検時に受けた指摘・助言の状況

今回、上記(ア)から(ウ)でみた法令に基づく消防訓練を実施していなかった保育施設延べ70施設のうち、平成27年度から28年度までの間に地方公共団体による監査の受検実績があった延べ55施設における、監査時に法令に基づく消防訓練を実施していないことについて指摘・助言を受けたかどうかの状況をみると、次図表のとおり、消防訓練に関する指摘・助言を受けていなかった施設が、i)月1回以上の消火及び避難訓練を実施することとされている保育所及び地域型保育施設で延べ22施設(71.0%)、ii)年2回以上の消火訓練及び年1回以上の通報訓練を実施することとされている収容人員30人以上の保育施設で延べ24施設(100%)みられた。

図表 2-(2)-イ-① 法令に基づく消防訓練を実施していない保育施設が監査時に受けた指摘・助言の状況

表 1 毎月 1 回の消火及び避難訓練を実施していない保育所及び地域型保育施設 (単位：施設、%)

区分	消火及び避難訓練を実施していない保育施設					
		平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がある施設		平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がない施設	平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績が不明の施設	
		指摘・助言を受けた実績がある施設	指摘・助言を受けた実績がない施設			
①毎月 1 回の消火訓練	38	29	9	20	6	3
	(-)	(100)	(31.0)	(69.0)	(-)	(-)
②毎月 1 回の避難訓練	5	2	0	2	1	2
	(-)	(100)	(0)	(100)	(-)	(-)
合計 (延べ)	43	31	9	22	7	5
	(-)	(100)	(29.0)	(71.0)	(-)	(-)

表 2 年 2 回以上の消火訓練及び年 1 回以上の通報訓練を実施していない収容人員 30 人以上の保育施設

(単位：施設、%)

区分	消火及び通報訓練を実施していない保育施設					
		平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がある施設		平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績がない施設	平成 27 年度から 28 年度までの間に監査の受検実績が不明の施設	
		指摘・助言を受けた実績がある施設	指摘・助言を受けた実績がない施設			
①年 2 回以上の消火訓練	5	5	0	5	0	0
	(-)	(100)	(0)	(100)	(-)	(-)
②年 1 回以上の通報訓練	22	19	0	19	2	1
	(-)	(100)	(0)	(100)	(-)	(-)
合計 (延べ)	27	24	0	24	2	1
	(-)	(100)	(0)	(100)	(-)	(-)

(注) 年 2 回以上の避難訓練を未実施の施設はみられなかったため、表は作成していない。

(注) 当省の調査結果による。

b 地方公共団体による監査において、法令に基づく消防訓練を実施していないことについての指摘がなされていない原因

消防訓練は、定期的な実施が法令により規定されているものであるため、本来であれば、地方公共団体において、法令に基づく消防訓練が不十分な施設に対し、監査時に当該訓練の実施を促すなど適切な指摘を行う必要があるが、上記 a でみたとおり、地方公共団体による指摘が確実に行われていない状況がみられ、これは、国において消防訓練の実施状況に係る監査時の留意点を具体的に示していないことが一因と考えられる(資料 2-(2)-㉔参照)。現に、調査対象とした地方公共団体の中からは、「消火訓練、避難訓練のどちらか一方でも実施していれば

了としている」、「訓練を未実施の月があっても、年間を通しておおむね定期的実施されていた」としていた」などと、法令で定められた消防訓練に係る遵守事項の誤認や、消防訓練を未実施の保育施設等に対する指摘の重要性の認識が不十分とみられる理由が挙げられた。

【所見】

したがって、内閣府及び厚生労働省は、保育施設等における重大事故を想定した安全対策を徹底させ、推進する観点から、必要に応じて文部科学省と協議を行い、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 重大事故への発展を防止するため、救急救命講習の受講及び各種法令に基づき定期的な実施が規定された消防訓練が保育施設等において確実に実施されるよう、地方公共団体に対し、これらの対策の重要性を保育施設等に周知徹底することについて要請するとともに、保育施設等におけるその実施状況を把握し、例えば、小規模な保育施設等でも適切に実施している事例等の必要な情報について地方公共団体を通じて保育施設等に提供すること。
- ② 異物誤飲時に誤った対処法を実施しないよう、適切な対処方法について、地方公共団体を通じて保育施設等に周知すること。
- ③ 地方公共団体に対し、i) 監査での指摘が円滑かつ確実に行われるよう、上記①の対策の実施状況を監査における確認事項として明確に位置付け、提示するとともに、ii) 監査の機会等を通じて、保育施設等において、上記①の対策が行われていないことを把握した場合には、その実施に向けて適切な指摘を行うことについて要請すること。
- ④ 地方公共団体に対し、保育安全に関する講習の開催案内は認可・認可外保育施設等を問わず、全ての保育施設等に対し、送付することについて要請すること。

23 地方公共団体によっては、横浜市のように条例を制定し、一定規模以上の建物や公共施設に対し、AEDの設置を義務付けているところもある。

24 エピペン練習用トレーナーとは、針と薬液を含まない練習用の注射器のことで、繰り返し使用することができる。なお、今回、調査対象とした保育施設におけるエピペンの使用方法に関する実技講習の参加状況については、平成26年度から28年度までを調査対象期間としており、その間のエピペンの製造・販売及びエピペン練習用トレーナーを貸与していた企業は、ファイザー株式会社である。